

# 暮らし得情報

12  
DECEMBER 2013

MARUTOKU

- コインパーキングを利用する際はご注意ください! … 1
- 若者が被害に遭いやすい消費者トラブル …… 2、3
- くらしのミニ情報 他 …… 4

## コインパーキングを利用する際は **ご注意ください!**

コインパーキングは、不特定多数の利用者が、空いているスペースに車を駐車し、利用した時間分だけ料金を支払う時間貸し駐車場です。無人などの様々な形態があり、出かけた先などで車を駐車する際は大変便利です。

しかし、全国の消費生活センターへは、「1日最大〇〇円と表示されていたが、1日経過すると料金が加算されるようになっていて、わかりにくい。」「細かい利用条件が見づらい」などの相談が寄せられています。コインパーキングを利用する際は次の点にご注意ください。

- 「1日最大〇〇円」などの大きな表示だけを参考にするのではなく、駐車券を紛失した際の取り扱いなどの細かい表示の内容も確認するようにしましょう。
- 利用規約違反になるようなことは避けましょう。
- トラブルになったらお近くの消費生活相談窓口又は消費生活センターにご相談ください。



## くらしのミニ情報

### 満期を迎えた郵便貯金等はありませんか?

満期を迎えた定額・定期郵便貯金等については、定期的に書面等で通知されます。払戻しの手続きがないまま20年経過すると「権利消滅のご案内(催告書)」が送られてきますが、その後2ヶ月経過してもなお、払戻しがされない場合は、郵便貯金法の規定に基づき、郵便貯金の権利は消滅しますのでご注意ください。また、簡易生命保険についても満期等を迎えている契約がないか、あわせてご確認ください。



詳しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構のホームページをご覧ください。  
<http://www.yuchokampo.go.jp/topics/attent.html>

## ご案内

### 多重債務者無料相談会

県内4か所の県消費生活センター(1面参照)において、弁護士・司法書士による多重債務者のための無料相談会を開催します。

日時:平成25年12月10日(火) 10:00 ~ 17:00

相談は予約制です。事前に最寄りの消費生活センターに電話で予約をお願いします。

予約受付期間:11月26日(火)から12月9日(月)までの土、日曜日を除く8:30から17:00の間に受け付けます。

※なお、県消費生活センターでは常時多重債務の相談を受け付けています。

### くらしのセミナー

日時:平成25年12月11日(水) 13:30 ~ 15:30

場所:長野県松本合同庁舎 講堂  
テーマ:「かしこい消費者になろう」~日々のくらしの中から考える~  
講師:フリーパーソナリティー 武田 徹 氏  
その他:参加費無料。申込不要。筆記用具をご持参ください。



編集・発行 **長野県企画部 消費生活室** しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中  
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 TEL026-223-6770 FAX026-223-6771  
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp

くらし得情報はインターネットでもご覧いただけます。  
<http://www.nagano-shohi.net/>

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。



## 『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、消費生活センターにご相談ください!

長野消費生活センター…… ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771  
(長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

松本消費生活センター…… ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701  
(松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階)

飯田消費生活センター…… ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703  
(飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)

上田消費生活センター…… ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998  
(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

# 若者が被害に 遭いやすい 消費者トラブル

社会経験が浅い若者が被害に遭いやすい消費者トラブルについて、事例と注意点をまとめましたので参考にしてください。

## ワンクリック請求・架空請求

- スマートフォンでネットサーフィンをしていて、あやまってアダルトサイトに登録してしまった。すぐに退会ボタンを押したが、その後、「登録料を支払っていない、弁護士を自宅に向かわせる、書類を自宅に送る、裁判にする」など、脅迫めいた料金の請求メールが頻りに届くようになってしまった。
- 「有料サイトの後払い清算分が未納である」との身に覚えのないメールが届いた。拒否しても何度も届くようになり、回収業者を向かわせるとあるが、本当だろうか。

### アドバイス

- 身に覚えのない請求は無視しましょう。
- 有料であるとの分かりやすい表示が無く、契約内容、再確認・訂正画面が無い場合は有効な契約とは言えません。相手に連絡してしまうと、個人情報が伝わってしまい請求が続く可能性がありますので、絶対に連絡しないでください。
- 怪しいサイトにはアクセスしないようにしましょう。
- メールが執拗に届くようであれば、メールアドレスの変更を検討してください。



## インターネットショッピング

- インターネットでブランド物のスニーカーを注文した。1週間で商品は届いたが品番、サイズ、色の違うものが届いた。ショップのサイトには、住所や電話番号の記載がなく、返品したいとメールをしても返信が無い。

### アドバイス

- 商品が届かない等のトラブルを避けるためにも、必ず住所や電話番号などがサイトに記載されているお店から購入するようにしましょう。
- 決済方法も前払いではなく、代金引換や後払いなど商品の引き取り後に支払う方法を選択するようにしましょう。
- インターネットショッピングなどの通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。しかし、返品に関する記載がない場合は、商品到着後8日以内であれば、送料は自己負担で返品できます。



## マルチ商法

- 昔の同級生に簡単に収入を得られる話があると誘われて説明会に行き、高額なサプリメントの購入契約をした。「まずは自分で使ってみて、良ければ友人に勧めればよい。そうすれば収入になる。」と説明を受けた。契約する際、商品代金のうち5万円を支払ったが、残額を支払えるか心配である。クーリング・オフできないだろうか。

### アドバイス

- マルチ商法の特性上、全会員がもうかることは計算上ありえません。
- 組織に加入して、販売活動をする事で、事業者としての責任が生じる事があります。
- 収入欲しさに友人を勧誘することで、関係が壊れてしまう恐れがあります。知人からの勧誘であっても、必要ない場合はきっぱり断りましょう。



## 出会い系サイト

- SNSサイトで知り合った相手に「別の無料サイトでメールのやり取りをしよう。」と誘われた。無料ということであったが、実際やり取りをするとなると、運営会社からポイント代を請求され、支払ってしまった。その後も相手も負担するからという理由で再度支払いを請求されている。
- スマートフォンに芸能人本人やそのマネージャーと名乗る人からメールが届いた。また、メールのやり取りをするだけで大金がもらえるという内容のメールも届いている。はじめのうちは無料であったが、しばらくするとポイントを購入しないと交信できなくなってしまった。

### アドバイス

- サクラサイト(サイト業者に雇われたサクラが様々な人物になりすまして、有料サービスを利用させ、そのつど支払いを求めるサイト)に関する相談が寄せられています。
- インターネットで知り合った相手方や、知らない相手方から届いたメールの内容は信用しないでください。また、大金がもらえるなどといううまい話はありませんので、絶対に信用しないでください。



困ったことやわからないことがありましたら  
お近くの消費生活センター(1面参照)にご相談ください。